

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第2項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
<p>法令の定め：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業法 <ul style="list-style-type: none"> <li>第42条第3項</li> <li>第22条第4項、第7項</li> <li>第3条第1号～第6号（機械警備業務管理者の要件）</li> </ul> </li> <li>○ 警備業法施行規則 <ul style="list-style-type: none"> <li>第63条</li> <li>第42条（機械警備業務管理者資格者証の交付の申請）</li> </ul> </li> <li>○ 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 <ul style="list-style-type: none"> <li>第14条（公安委員会の認定基準）</li> </ul> </li> </ul>
<p>審 査 基 準：</p> <p>警備業法第42条第2項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第3項において準用する同法第22条第4項各号のいずれにも該当しない者であるときは、資格者証を交付する。</p> <p>このうち、同法第42条第2項第2号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第14条に規定されているが、同条第1号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。</p>
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：あなたの居住地を管轄する警察署の生活安全担当課
問 合 せ 先：生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03-3581-4321（内線30312、30313）
備 考：